

資料 13 (日中系・居住系・障害児支援)	令和7年3月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千 葉 市 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 課	

事業所間連携加算の算定について

令和 6 年度報酬改定で新設された事業所間連携加算（児童発達支援・放課後等デイサービス）について、本市の算定方法を周知します。

つきましては、別添「手続き方法（千葉市・事業所間連携加算）」の記載のとおり対象事業所において順次手続きを進めていただきますようお願いいたします。

なお、本加算については令和 6 年 5 月 2 日に「事業所間連携加算の創設と取扱いについて（こども家庭庁支援局障害児支援課）」において手続き方法等が示されましたが、本市の取扱いとして一部異なる手続き方法を定めていますので、誤りのないようご注意ください。

添付資料 ・ 手続き方法（千葉市・事業所間連携加算）

- ・【事務連絡】事業所間連携加算の創設と取扱いについて
（令和 6 年 5 月 2 日 こども家庭庁支援局障害児支援課）
- ・事業所間連携加算確認書
- ・事業所間連携会議記録（例）